



27 環資産第 3 1 3 号
平成 2 7 年 7 月 1 日

一般社団法人東京建設業協会
会長 飯塚恒生様

東京都環境局資源循環推進部長
齊藤和弥



廃石綿（アスベスト）等の適正処理について（依頼）

日頃より、東京都の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、都営アパートの改修工事において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する特別管理産業廃棄物である廃石綿等が不適正に処理されたことが判明いたしました。

周知のとおり、アスベストは、その粉じんを吸入することにより、人体へ重大な健康被害が生ずるおそれのあるものであり、都民の健康と安全や労働安全衛生上の観点からも適切な処理が求められております。

貴団体におかれましては、解体工事等に際しては必要な調査を実施するとともに、石綿等の使用が確認された場合は、当該工事から発生する産業廃棄物の排出事業者である元請業者の責務として、廃棄物処理法に規定する廃石綿等の処理基準（廃棄物処理法施行令第 6 条の 5）に従い適正な処理が行われるよう、会員各位に周知していただくようよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課指導係

電話 03-5388-3586





都庁のウェブサイトからさがす → [詳細検索](#) → [サイトマップ](#)

▶ [トップ](#) > [これまでの報道発表](#) > [2015年](#) > [6月](#) >

報道発表資料 [2015年6月掲載]

[ツイートする](#) **都営住宅あき家補修工事におけるアスベスト含有建材
(天井吹付けひる石)の不適切な取扱いについて**

平成27年6月1日
東京都住宅供給公社
都市整備局

東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)は、都営住宅の営繕工事業務を東京都から受託しています。今般、天井部分に吹付けられたひる石にアスベストの含有が確認されている都営住宅において3件(3戸)のあき家補修工事を行った際、法(※1)及び条例(※2)で義務付けられた届出を行わず、また、工事業者は、法令(※1※2※3)で義務付けられた飛散防止対策をとらずに天井の一部の吹付け材を撤去し、更に法(※4)に定められた適正な廃棄物の処理を行っていなかったことが判明しました。

届出が工事業者に義務付けられていた平成26年5月以前の工事についても調査したところ、同様のあき家補修工事で必要な届出及び飛散防止対策、適正な廃棄物の処理等が行われたことが確認できないものが51件(51戸)あり、現在、事実確認を行っています。

公社及び東京都は、引き続き早急に事実の把握に努め、関係当局の指示に従い、必要な措置を講じるとともに、工事関係者や入居者の皆様への必要な対策を講じてまいります。

当該あき家補修工事に従事された方や入居者の方をはじめ、皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

- (※1)大気汚染防止法
- (※2)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- (※3)労働安全衛生法
- (※4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1. これまでの都営住宅におけるアスベスト含有建材(天井吹付けひる石)に対する取組みについて

東京都は、天井吹付け材(ひる石)を使用している都営住宅(約12万戸)を対象に、平成17年度から平成21年度までにアスベスト含有調査を実施した。アスベストの含有が確認された7,348戸に対しては、「石綿障害予防規

則」に定められている囲い込み工法を採用することとし、平成18年度から平成22年度までに、住戸内に入室して天井にボードを取り付ける工事を実施し、アスベストの飛散防止を図った。その内、入室しての工事に同意しただけなかった1,067戸については、あき家になった時点で囲い込み工事を実施することとした。

これらの調査や工事については、公社に業務を委託している。

2 あき家補修工事におけるアスベスト含有建材(天井吹付けひる石)の不適切な取扱いについて

(1) 対象工事

1) 公社に届出義務がある平成26年6月以降発注の工事

平成26年11月～27年3月に実施したあき家補修工事のうち、下記の3件(3戸)において、天井囲い込み工事を行わずにあき家補修工事を実施し、必要な届出と飛散防止策を行わずに室内の一部の天井吹付けひる石を撤去し、廃棄物を適正に処理していなかった。

区市	住宅	対象号棟	戸数	現在の状況
江東区	南砂三丁目アパート	4	1	あき家
葛飾区	西水元五丁目アパート	4	1	あき家
狛江市	狛江アパート	48	1	あき家

2) 工事業者に届出義務がある平成26年5月以前発注の工事

別紙(PDF形式:109KB)51戸において、1)と同様の工事を実施した疑いがあり、必要な届出及び飛散防止対策、廃棄物の処理等が行われたかどうかについて確認中。

(2) 発生原因

あき家補修工事の発注を行う窓口センターにおいて、工事発注の際に使用している囲い込み工事が必要な住宅リストの不備、確認の不徹底があり、情報の誤認や現地確認の際の見逃しが生じた。

(3) 現在の対応状況

上記(1) 1) の3戸について、室内及び玄関前共用廊下、住宅敷地境界(屋外)のアスベスト濃度を測定した結果、すべて0.3本/リットル未満であり、通常の大気濃度と同様であることを確認済み。

また、上記(1) 2) の51戸については、現在、工事業者に事実確認を行うとともに、関係当局に対し報告を行っている。

3 今後の対応について

公社は、不適切な取扱いを行った住戸について、東京都環境局、区市、労働基準監督署等の指示・指導等に従い、必要な措置を速やかに講じる。また、工事業者と協力して、工事に従事された方、団地の自治会や入居者に説明を行い、必要な対策を講じていく。

アスベスト対策工事実施状況の住戸単位での情報管理、業務実施手順の見直し・改善、工事の進行管理の徹底を図るとともに、あき家補修工事を発注している工事業者に対しても指導を徹底する。

更に、アスベスト対策に係る公社職員の意識向上、啓発に取り組むとともに、全職員の業務全般にわたるコンプライアンスの取組みを強化する。

その上で、本件に係る公社役職員に対し、厳正な処分を実施する。

東京都は公社に対し、不適切な取扱いを行った住戸に関する対策の速やかな実施を指導・徹底するとともに、再発防止策が実施されているか、アスベスト対策が終了するまで定期的に確認を行うなど、法令遵守の徹底を指導する。

※本件に関するお問合せは、JKK東京お客さまセンターでお受けします。

JKK東京お客さまセンター

電話 0570-03-0072

※緊急時のご連絡先として、24時間、365日お受けしております。

※一部のIP電話・PHS等、上記の番号がご利用できない方は電話 03-6812-1171

問い合わせ先

東京都住宅供給公社総務部総務課

電話 03-5467-8083

(本件工事内容について)

東京都住宅供給公社住宅営繕部営繕計画課

電話 03-5467-8171

(都営住宅のアスベスト対策の基本的な考え方について)

都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

電話 03-5320-5035

(東京都住宅供給公社への指導監督について)

都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

電話 03-5320-4946

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)
[《お問い合わせ》](#) 東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [《地図》](#) 電話03-5321-1111(代表) [《電話番号一覧》](#)

©2007-2015 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.